

警察法施行令の一部を改正する政令案参照条文

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）

（警視庁及び道府県警察本部）

第四十七条

1、3（略）

4 警視庁及び道府県警察本部の内部組織は、政令で定める基準に従い、条例で定める。

（職員の定員）

第五十七条（略）

2 地方警察職員の定員（警察官については、階級別定員を含む。）は、条例で定める。この場合において、警察官の定員については、政令で定める基準に従わなければならない。

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）（抄）

（警視庁及び道府県警察本部並びに方面本部の内部組織の基準）

第四条 法第四十七条第四項に規定する警視庁及び道府県警察本部の内部組織の基準は、別表第一のとおりとする。

2・3（略）

（地方警察職員の定員の基準）

第七条 法第五十七条第二項に規定する地方警察職員たる警察官の定員及びその階級別定員の基準は、それぞれ別表第二及び別表第三のとおりとする。

